介護老人保健施設 ヴィラフォーレスタ(森の家) (介護予防)短期入所療養介護 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して短期入所療養介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等を次の通り説明いたします。

※短期入所療養介護サービスの利用は、要介護認定の結果「要介護」と認定され方、

介護予防短期入所療養介護サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象です。「非該当」の方は利用できません。

1 事業者

事業者の名称	社団医療法人 英静会
法人所在地	栃木県日光市今市674
代表者氏名	理事長 森 亮善
電話番号	0288-22-1024

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ(森の家)
施設の所在地	栃木県日光市根室607-5
施設長名	長尾 伊知朗
電話番号	0288-26-6500
FAX 番号	0288-26-6522

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	事業者指定年月日	指定番号	利用定数
介護老人保健施設	12年4月1日	0950780023	
短期入所療養介護	12年4月1日	"	100
(介護予防)	(18年6月1日)	,,,	
通所リハビリテーション	12年4月1日	,,	4.5
(介護予防)	(18年6月1日)	"	4 5

4 施設の概要

介護老人保健施設

敷地	9, 756 m²
構造	鉄筋コンクリート造二階建(耐火建築)
延べ床面積	4, 126. 36m²
利用定員	100名

(1)居室

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	6室(6)	16. 4 m²	16. 4 m ²
2人部屋	9室(4)	16. 4 m ²	8. 2 m ²

4人部屋 19室(9)	32. 8 m²	8. 2 m²
-------------	----------	---------

(2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積
食堂	2ヵ所	223.62m ²
機能訓練室	2ヵ所	100.23m ²
一般浴室	2室	71.43 m ²
機械浴室	特殊浴槽(1台)	27.00 m ²
診察室	1室	18.0 m ²

5 職員体制(介護老人保健施設の主たる職員)

職種	資格	業務	人員
施設長	医師	施設の運営管理及び医学的管理	1
介護職員	介護福祉士等	介護業務に関わること	± 2 4 N F
看護職員	看護師	看護業務に関わること	計34以上
介護支援専門員	介護支援専門員	ケアプランの作成、管理	1 以上
支援相談員	社会福祉士等	相談援助業務に関わること	1 以上
ロスピロ聯号	理学療法士	リッピリニーション/-問わてこと	1 101 6
リハビリ職員	作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションに関わること	1 以上
	管理栄養士	栄養管理、指導に関わること	1 以上
薬剤師	薬剤師	入所者の処方薬管理等	0.33 以上
事務・その他職員		事務業務及び各種業務に関すること	必要数

6 職員の勤務体制

従業者の職種	基本となる勤務時間	
施設長(医師)	8:30~17:30	
	日 勤 8:30~17:30	
介護職員	通し夜勤 17:00~9:00	
看護職員	早 出 6:00~15:00	
	遅 出 12:00~21:00	
介護支援専門員		
支援相談員		
リハビリ職員	8:30~17:30	
管理栄養士		
事務・その他職員		

[※] 就業規則に従い必要に応じ変動あり。

7 窓口営業時間

営業時間	休日
8:30~17:30	土曜・日曜・祝祭日
	12月31日~1月3日

8 施設サービスの概要

(1) 施設サービス

種類	内容
	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラ
	エティに富んだ食事(おやつを含む)を提供します。
	・食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂けるように配慮します。
食事・栄養	・管理栄養、栄養ケアマネジメント等、利用者の栄養状態の管理に努めま
	す。
	(原則食事時間)朝食7:30~8:30 昼食12:00~13:00
	夕食18:00~19:00 おやつ15:00
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立につい
17F715	ても適切な援助を行います。
入浴	年間を通じて週2回の入浴。または清拭を行います。
У/П	・利用者の状況に応じた浴槽(機械浴槽)を用いての入浴も可能です。
離床、着替え	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
整容等	・生活リズムを考え、着替えの支援を行います。
正口寸	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われる様援助をします。
 機能訓練・リハビリ	・リハビリ職員により利用者の状況に応じ、必要な個別リハビリテーショ
10次日とは「10次 ファ・こ フ	ンを実施します。
健康管理	・利用者の状況に応じ必要な健康管理に努めます。
是 次日生	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等と連携します。
相談及び援助	・利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応
	じ、支援相談員より必要な援助を行うよう努めます。
 社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教育娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実り
	あるものとするため、適宜レクリエーション等、行事を企画します。
	・当施設では、通常の事業の実施地域内においてご自宅(玄関先)から施
送迎	設までの送迎を行います。通常の事業の実施地域外についてはご相談下
	さい。

(2)その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	窓口営業時間内
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、実費相当額を負担していただきます。

(3) 通常の事業の実施地域

旧今市市内、塩谷町の一部、宇都宮市の一部(富屋、篠井地区)となります

9 協力医療機関

協力医療機関	森クリニック	獨協医科大学日光医療センター	今市病院
管 理 者	森 亮善	山口 悟	熊谷 眞知夫
所 在 地	栃木県日光市今市674	栃木県日光市森友145-1	栃木県日光市今市381
電話番号	0288-22-1024	0288-23-7000	0288-22-2200

10 料金表 (加算等により料金は毎月変動します)

※利用料の負担額は、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とします。

(1) 基本料金

介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ(森の家)	(介護予防)短期入	所療養介護	料金表	※地域区	分単価 7 7	級地(単位	数×10.14)) 	
報酬項目			1割負担		2割負担		3割負担		
		介護度	基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型	
		支援1	¥579	¥632	¥1,158	¥1,264	¥1,737	¥1,896	
		支援 2	¥726	¥778	¥1,452	¥1,556	¥2,178	¥2,334	
	個室	1	¥753	¥819	¥1,506	¥1,638	¥2,259	¥2,457	
		2	¥801	¥893	¥1,602	¥1,786	¥2,403	¥2,679	
		3	¥804	¥958	¥1,608	¥1,916	¥2,412	¥2,874	
		4	¥918	¥1,017	¥1,836	¥2,034	¥2,754	¥3,051	
介護老人保健施設サービス費 I		5	¥971	¥1,074	¥1,942	¥2,148	¥2,913	¥3,222	
		介護度	基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型	
		支援1	¥613	¥672	¥1,226	¥1,344	¥1,839	¥2,016	
		支援 2	¥774	¥834	¥1,548	¥1,668	¥2,322	¥2,502	
	多床室	1	¥830	¥902	¥1,660	¥1,804	¥2,490	¥2,706	
		2	¥880	¥979	¥1,760	¥1,958	¥2,640	¥2,937	
		3	¥944	¥1,044	¥1,888	¥2,088	¥2,832	¥3,132	
		4	¥997	¥1,102	¥1,994	¥2,204	¥2,991	¥3,306	
		5	¥1,052	¥1,161	¥2,104	¥2,322	¥3,156	¥3,483	
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	97/10	00	左記(の1割	1割 左記の		左記の3割		
入所定員の超過または職員等の欠員減算	70/10	00	左記(の1割	左記の2割		左記(か3割	
身体拘束廃止未実施減算	-1/1	— 1/100		の1割	左記の2割		左記(か3割	
高齢者虐待防止未実施減算	— 1/100		左記(の1割	左記(か2割		か3割	
業務継続計画未策定	-1/100		左記(の1割	左記(か2割	左記(か3割	
夜勤体制加算	1日につき		¥	24	¥	48	¥	72	
個別リハビリテーション実施加算	1日に		¥2	240	¥4	180	¥7	20	
認知症ケア加算	1 日につき		¥	76	¥1	52	¥2	28	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		7日を限度		200	¥4	100		00	
緊急短期入所受入対応加算		7日を限度		90		80		270	
若年性認知症利用者受入加算	1日に		¥120		¥240		¥360		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	月6日降					02		53	
在宅復帰·在宅療養支援機能加算 II	月6日降			51		02		53	
口腔連携強化加算	1月に1回		¥50 ¥100			¥150			
送迎加算	片道あたり1		¥184 ¥368		¥552				
総合医学管理加算(利用中 10 日を限度)	死亡日以前4日以		¥275 ¥550		¥825				
療養食加算	1食に1		¥8 ¥16			¥24			
緊急時治療管理	1日につき		¥518 ¥1,036		¥1,554				
生産性向上推進体制加算(1)	1日につき		¥100 ¥200			¥300			
生産性向上推進体制加算(1)	1日につき		¥10			¥20		¥30	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日に1		¥22		¥44		¥66		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき			18	¥36			54	
サービス提供体制強化加算皿	1日につき			6 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	¥12			18	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定金額の	24.5%		の1割 の1割		か 2 割		カ3割	
介護職員処遇改善加算 Ⅱ			左記(の1割	左記(か2割	左記(ひ3割	

介護職員処遇改善加算皿	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算IV	左記の1割	左記の2割	左記の3割

実費負担

教養娯楽費		¥100	洗濯代()	洗濯代(洗濯機使用1回につき)			
日用品費		¥ 250	理容料金			¥1,900	
負担限度	額認定証	第1段階	第2段階	第2段階 第3段階① 第3段階②			
	多床室	¥0	¥430	¥430	¥430	¥850	
居住費	従来型個 室	¥550	¥550	¥1,370	¥1,370	¥1,650	
	朝					¥510	
食費	昼	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥820	
	タ					¥770	

- ※日用品費・教養娯楽費は、入所者又はそのご家族からの希望に応じて便宜が提供された場合に徴収します。
- ※非課税世帯の方は、所定の申請をすると食費・居住費の負担限度額が設けられ、自己負担額が 上記のとおりになる場合があります。
- ※保険料を滞納した場合は、一旦利用者が介護老人保健施設サービス費を支払い、その後、市に対して 保険給付分の利用者負担分を支払い、その後、市に対して保険給付分を請求していただくことになります。

(1)利用者自己負担額

※ 非課税世帯の方は介護保険負担限度額認定証の申請をすると食費・居住費の負担限度額 が設けられ、自己負担額が上記のとおりになる場合があります。

(2) 日用品費、教養娯楽費内訳

日用品費内訳 (日常生活に必要なものを施設でご用意させていただきます。)

項目

リンスインシャンプー、ボディーシャンプー、バスタオル、フェイスタオル、タオル、ペーパータオル・ソフトタオル、ティッシュペーパー、おしぼりタオル、液体石鹸・手指消毒液、汚れ物袋等

教養娯楽費内訳(レクリエーション・行事・その他教養娯楽品に伴う、参加費・材料費・文具代等です。)

項目

- レクリエーション (ゲーム・物作り・外出等)
- ・ 行事 (誕生会・豆まき・ひな祭り・お花見会・夏祭り・敬老会・運動会・芋煮会・クリスマス会など)
- ・その他、余暇活動 (生け花・書道・絵描き・調理・雑誌など)
- ☆上記に関わる参加費・材料費・文具代など

(3) 入所者の選定により提供するもの

区分	利用者負担金
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	要した費用の実費

(4) 負担限度額認定について

介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は利用開始時に提出をお願いいたします。 開始時に提出が確認されない場合は、提出が確認できた月からの対象となります。

(5) 支払方法

月末締めにて翌月の中旬に請求書を郵送致します。利用料金は利用日翌月の27日(土・日・祝祭日の場合は翌営業日)に原則各金融機関による自動引き落としにてお支払頂きますようお願い致します。

尚、自動引き落としの手続きが完了するまでの間は、下記口座までお振込みいただくか、 施設窓口にて営業時間内にお支払い下さい。(振込みに関する手数料は、利用者負担金額やお支払い 口座等によって異なります。又手数料は利用者負担となります。)

	足利銀行今市支店 普通口座 3174348
振込先	口座名義 社団医療法人英静会老人保健施設ヴィラフォーレスタ 森の家
	理事長森亮善

(6)領収書の発行

事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

(7) 利用者負担金の滞納

利用者に正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、 事業者は20日以上の期間を定め、期間満了までに利用料を支払わなければ、契約を解除する旨 の催告をする事ができます。

事業者は事項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。 また、退所後の援助を行うものとします。

(8) サービス提供証明書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受け、利用者から求められたときは、利用者に対し、提供した介護老人保健施設サービスの内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

11 事業の目的と運営の方針

	・この施設は、疾病・負傷により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ず
	る状態に高齢者人及び認知症状にある高齢者に対し、医療ケアと日常生活サ
	ービスを提供して自立を支援し、家庭復帰を促進するための事業である。
事業の目的	・要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生
	活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービ
	ス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必
	要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする。
	・地域医療のための施設内医療に、在宅医療を加えた包括的医療を推進し協力
	医療機関・介護老人保健施設・グループホームが手を携え高齢化社会の真の
	医療に取り組む。
	・施設内介護に要する「認知症高齢者介護」に積極的に取り組む。
	・自立主体性を尊重した「個別の日常生活プログラム」を作成する。
施設運営の	・ボランティア活動を積極的に受け入れ、その活動指導、訓練、教育の拠点と
方針	なって地域の拠点となって地域の高齢者介護に貢献する、
	そのためには、職員の現在研修を怠らない。
	・家族との連携を密にするために積極的な面会を指導する。
	・保健・医療・福祉との連携と交流をはかって、総合的サービスを提供する。
	・火災・転落・転倒事故が発生しないように施設設備的配慮を怠らないように
	する。

12 急変時等の対応

1. 利用の中止

利用者に病状等の変化があった場合、ご家族に連絡いたします。利用者が概ね下記のような状態のときは利用中止となる場合があります。

- ・頭痛、腹痛、食欲不振、下痢、嘔吐などの体調不良がみられる
- ・皮膚に湿疹や痒みなどがあり、治療が必要な状態
- ・血圧が通常よりきわめて高い時や低い時
- 体温が37.5度以上の場合
- ・その他、受診が必要と判断した場合

医療機関へ受診が必要となった場合は利用を中止し、かかりつけの医療機関へ家族での受診をお願い致します。当施設では、原則薬の処方や治療などは行いません。

2. 緊急時の対応

利用者の病状変化等、緊急を要する場合は救急車を要請致します。

13 非常災害時の対策

北帝中の社内	別途定める「介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ(森の家)消防計					
非常時の対応	画」に基づき対応を行います。					
	別途定める「介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ(森の家)消防計					
	画」に基づき年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方					
	も参加して実施しま	きす。				
北帝中の訓练生所巛	設備名称	個数等	設備名称			
非常時の訓練等防災 設備	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし		
改加	避難階段	3 箇所	屋内消火栓	あり		
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり		
	誘導灯	8箇所	漏電火災報知器	あり		
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり		
消防計画等	消防署への届出: 令和5年3月21日					
/月別前 四寺	防火管理者 : 中野 千里					

14 相談窓口

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する次の窓口を設置し、介護老人保健施設サービスに 関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

	受付職員 支援相談員
	責任者 施設管理者
 当施設ご利用相談室	ご利用時間 窓口営業時間内
ヨ施設に利用相談至	ご利用方法 電 話 0288-26-6500
	FAX 0288-26-6522
	面接 ご希望の場合はお手数ですが予めお電話にてご予約下さい。

公的機関においても苦情申し出ができます。

日光市	所 在 地 電話番号	栃木県日光市今市本町1番地 0288-21-5100
高齢福祉課	电动留写 F A X	0288-21-5100
栃木県国民健康保険団 体連合会(国保連) 介護福祉課 介護サービス担当	所在地 電話番号 FAX	栃木県宇都宮市本町3-9 028-643-2220 028-643-5411
栃木県高齢対策課介護 保険班	所 在 地 電話番号 F A X	栃木県宇都宮市塙田1-1-20 028-623-3148 028-623-3925

15 個人情報の使用について

利用者のサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、並びに医療機関の受診等において、個人情報の使用を必要とする場合があります。尚、個人情報を使用する場合は、予め別紙により利用者及びご家族、代理人の同意を得るものとします。

16 身体拘束等行動制限について

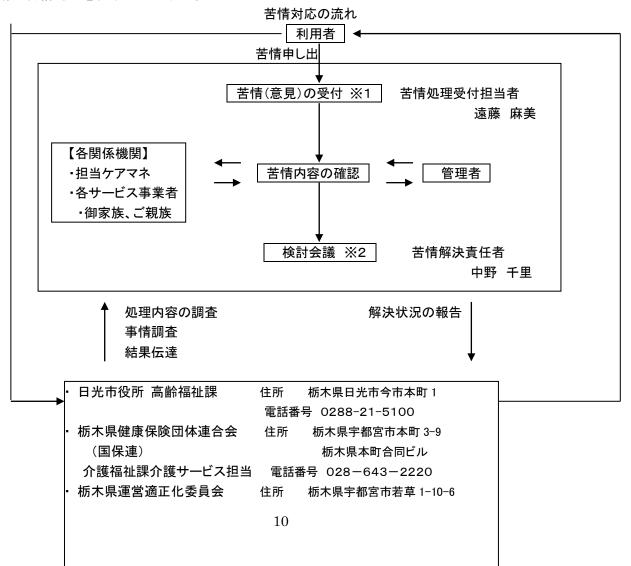
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、原則、身体拘束等行動制限を行いません。尚、緊急やむを得ない場合があり、身体拘束等行動制限が必要となった場合の説明と同意については別紙に定めるものとします。

17 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための高齢者虐待防止のための指針を定めると共にその対策を検討する委員会を定期的に開催し、全ての職員へ周知徹底を図る。また、職員に対し、虐待防止の研修を年2回以上実施する。

18 苦情対応

施設は、利用者より苦情に対し苦情受付担当者及び苦情解決担当者を置き常時受付し、円滑に苦情対応を行うものとする。



(栃木県社会福祉協議会内) 電話番号 028-622-2941

苦情の解決についての相談、解決の斡旋

- ※ 1 苦情の受付は苦情受付シートに記入の事
- ※ 2 苦情の原因・苦情に対する対応、今後の対策について誠実に協議すること。

19 当施設ご利用の際の留意事項

	面会時間は原則8:30~17:30となります。来訪者は、必ず事務所前
来訪・面会簿	に備え付けられている面会カードに記入をして下さい。尚、17:30以降
	は施錠されますので、必ずお電話をしてから来所して下さい。
	外出の際には届出が必要となりますので、必ず行き先と連絡先・帰
外出	宅時間を職員に申し出て下さい。
	原則、外出中の受診はできません。
	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
居室・設備・器具の	これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく
利用	ことがございます。
私物洗濯物	利用者の洗濯物はお持ち帰りいただき、ご家族にお願いしています。
型煙·飲酒	当施設は全館、敷地内禁煙となっております。喫煙はご遠慮下さい。
安庭	また、許可なく飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は禁止致します。また、むやみ
上	に他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動・	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご
営利活動	遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び無断飼育はお断りいたします。
武性口。 会社, 皇舌口	原則として金銭・貴重品等の持ち込みはご遠慮願います。
所持品・金銭・貴重品 の管理	金銭・貴重品をお持ちの場合、金銭や貴重品の紛失については自己
	責任とさせて頂きます。ご了承下さい。
食べ物等の持ち込み	当施設では、ご自宅からの食べ物等の持ち込みもしくは他の利用者
及、物寺の付り込み	への譲渡等はお断りしております。
その他	職員に対しての志、差し入れ等は固く辞退いたします。

以上、当施設の重要事項説明となります。

令和 年 月 日

<u>説明職種名</u>

氏名

印